

監 査 報 告 書

2024年 5月21日

学校法人 滋慶コミュニケーションアート

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 滋慶コミュニケーションアート

監 事 猪尾卓也 

監 事 木田宗二 

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人滋慶コミュニケーションアート寄附行為第 16 条の規定に基づき、学校法人滋慶コミュニケーションアートの 2023 年度（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の業務もしくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

(1) 監査の概要

監査は、一般に公正妥当と認められる監査の基準及び監査業務要領に準拠して実施しました。

(2) 監査意見

監査の結果、学校法人滋慶コミュニケーションアートの業務は適正に決定、執行されており、学校法人の決算書類等は正確妥当であり、学校法人の業務もしくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上